

福井県報

号外第39号
平成30年
7月2日(月)
火・金曜日 発行
1月1800円郵送料共

目次

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および
監査の請求のための連署に必要な選
挙権を有する者の数(六六)……………1
- 議会の解散の請求、知事の解職の請
求、副知事、選挙管理委員、監査委
員または公安委員会の委員の解職の
請求および教育委員会の教育長また
は委員の解職の請求のための連署に
必要な選挙権を有する者の数(六七
)……………1
- 議会の議員の所属する選挙区におけ
る解職の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数(六八)……………1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
74条第5項(同法第75条第5項において
準用する場合を含む。)の規定により、同法
第74条第1項の規定による条例の制定もし
くは改廃の請求または同法第75条第1項の
規定による監査の請求のための連署に必要
な選挙権を有する者の数を次のとおり告示す
る。

平成30年7月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨
13,049

福井県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以
下「法」という。)第76条第4項、第81
条第2項もしくは第86条第4項において準
用する法第74条第5項または地方教育行政
の組織及び運営に関する法律(昭和31年法
律第162号)第8条第2項において準用す
る法第86条第4項において準用する法第7
4条第5項の規定により、法第76条第1項
の規定による議会の解散の請求、法第81条
第1項の規定による知事の解職の請求もし
くは法第86条第1項の規定による副知事、選
挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会

委員の解職の請求または地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第8条第1項の規定に
よる教育委員会の教育長もしくは委員の解職
の請求のための連署に必要な選挙権を有する
者の数を次のとおり告示する。

平成30年7月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨
175,407

福井県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第
80条第4項において準用する同法第74条
第5項の規定により、同法第80条第1項の
規定による議会の議員の所属する選挙区にお
ける解職の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数を次のとおり告示する。

平成30年7月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

選挙区	名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井	市	72,844
敦賀	市	18,257
小浜市三方郡三方上中郡		15,305
大野	市	9,611
勝山	市	6,733
鯖江	市	18,747
あわら	市	8,071
越前市今立郡南条郡		26,050
坂井	市	25,259
吉田	郡	5,237
丹生	郡	6,179
大飯	郡	5,190

平成三十年七月二日印
平成三十年七月二日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
株竹下印刷所

☎三三三二番